

成年後見制度って？

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、財産管理（不動産や預貯金などの管理）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うことが難しい方を法的に保護し、本人の意思決定を支援する制度です。

成年後見制度

すでに判断能力が不十分

判断能力のあるうちに

法定後見制度

任意後見制度

日常生活自立支援事業って？

判断能力が不十分であっても、成年後見制度を利用しなければならないほどの状態ではない方に対して、川西市社会福祉協議会が次のサービスを提供し、本人の自立生活を支援する事業です。

- * 福祉サービスの利用援助
- * 日常的な金銭管理サービス
- * 書類等の預かりサービス

まずはお気軽にお電話ください

☎ 072-764-6110

受付時間

- 相談員による相談
月～金曜日 午前9時～午後5時
- 司法書士による成年後見相談（要予約）
毎月第3水曜 午後1時～午後4時

事務所のご案内

川西市火打1丁目12-16
キセラ川西プラザ福祉棟1階
FAX: 072-759-5203
E-mail: kakehashi@k-shakyo.or.jp
ホームページ <http://k-shakyo.or.jp/>



アクセスマップ



- 阪急川西能勢口駅から徒歩15分
- 能勢電鉄絹延橋駅から徒歩5分



川西市 成年後見支援センター “かけはし”

住み慣れた地域で
自分らしく安心して
暮らしつづける お手伝い



社会福祉法人
川西市社会福祉協議会

こんな心配ありませんか？



成年後見制度を勧められた。
どんな制度なの？
手続きが難しそうで心配。

物忘れがひどくなり
お金の管理に自信が
なくなってきた。
誰かに管理をお願い
できないかな。



離れて暮らす親が
よくわからないまま
高額な商品を契約
しているようで心配。

親に何かあった時
障がいのある子どもの
将来が心配。



“かけはし”がお手伝いできること

相談

- 判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用が必要かどうかを含め、今後のことを一緒に考えていきます。
- 必要に応じて関係機関と連携し支援します。



手続き支援

成年後見申立てに必要な書類の説明や内容確認などの支援を行います。



広報・啓発

“かけはし”の役割や成年後見制度を知ってもらうため、出前講座や研修会の開催を通して、制度の正しい理解と利用が進むよう情報を発信します。

市民後見人の養成と活躍支援

- 判断能力が低下した方の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」を養成し、その後見活動を社協が監督人として支援します。
 - 「権利擁護サポーター養成講座」（基礎・市民後見人の実務課程）を開催し、修了した方による後見活動を始めとしたさまざまな権利擁護活動を支援します。
- ※「市民後見人」とは、親族以外の市民による後見人のことです。

